安心の創造、誠実な経営。

平成24年6月27日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちご不動産投資法人
代表者名　執行役員　髙塚義弘
(コード番号：8975)

資産運用会社名
いちごリートマネジメント株式会社
代表者名　代表取締役社長　織井　渉
問合せ先　専務取締役管理統括　比留田雅哉
TEL 03-3502-4891

資産運用会社による兼業業務の届出に関するお知らせ

いちご不動産投資法人（以下、「本投資法人」という。）が資産の運用を委託する資産運用会社であるいちごリートマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づき、金融庁に対して兼業業務の届出を行うことを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 届出日
2012年7月中旬

2. 届出の内容
金商法第35条第3項に基づき、同条第2項に掲げる業務（以下「兼業業務」といいます。）の内、以下の業務を開始する旨を届出いたします。

(1) 貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務（金商法第35条第2項第3号）
(2) 宅地建物取引業又は宅地若しくは建物の賃貸に係る業務（金商法第35条第2項第4号）
(3) 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、運用財産の運用を行う業務（金商法第35条第2項第6号）
(4) 不動産の管理業務（金商法第35条第2項第7号・金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第68条第14号）
(5) 不動産に係る投資に関し助言を行う業務（金商法第35条第2項第7号・業府令第68条第15号）
(6) 委託を受けて投資法人又は特別目的会社の機関の運営に関する事務を行う業務（金商法第35条第2項第7号・業府令第68条第18号）
(7) 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（金商法第35条第2項第7号・業府令第68条第19号）
(8) 顧客に対し、他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務（金商法第35条第2項第7号・業府令第68条第21号）

なお、本資産運用会社は、本件兼業業務の届出に伴い、金商法第31条第1項に基づき金融商品取引業の登録に係る変更届出を行います。

3. 届出を行う理由

本資産運用会社は、2012 年 4 月 19 日付「資産運用会社であるいちごリートマネジメント株式会社の合併に関する基本合意書の締結及び商号変更に関するお知らせ」及び 2012 年 5 月 21 日付「資産運用会社であるいちごリートマネジメント株式会社の合併契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、2012 年 7 月 1 日付でいちご不動産投資顧問株式会社と合併を予定しております。

そこで、本資産運用会社が、当該合併以前にいちご不動産投資顧問株式会社が行ってきた兼業業務について、当該合併後も継続して行うことを可能にすること等を目的として、上述の届出を行うこととしました。

4. 業務開始年月日

2012 年 7 月 1 日

5.今後の見通し

本投資法人の運用状況の見通しにつきましては、2012 年 6 月 19 日付「平成 24 年 4 月期決算短信」にて公表いたしました、2012 年 10 月期（2012 年 5 月 1 日～2012 年 10 月 31 日）及び 2013 年 4 月期（2012 年 11 月 1 日～2013 年 4 月 30 日）の運用状況の予想から、変更はありません。

以上

※本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：www.ichigo-reit.co.jp